

短期大学機関別認証評価実施大綱（案）及び短期大学評価基準（案）

に対する各関係団体等からの主な意見について

平成17年5月に短期大学機関別認証評価委員会においてお取りまとめいただいた、「短期大学機関別認証評価実施大綱（案）」及び「短期大学評価基準（案）」について、今後さらなる検討を行う上での参考にするため、58の関係団体等へ意見照会を行い、2関係団体から寄せられた意見を整理したものです。

（照会先：58の関係団体等）

短期大学関係団体等

- ・短期大学関係団体 全国公立短期大学協会
日本私立短期大学協会・短期大学基準協会
大学基準協会
- ・経済団体 日本経済団体連合会
日本商工会議所
経済同友会
全国中小企業団体中央会

短期大学機関別認証評価委員会委員等

短期大学機関別認証評価委員会委員

大学評価・学位授与機構評議員及び運営委員

短期大学機関別認証評価実施大綱（案）に対する主な意見

【認証評価全般に対する意見】

短期大学にあっては、学校教育法において、「深く専門の学芸を教授研究し」という文言がその設置目的に掲げられています。従って、教育活動の評価とともに研究活動の評価も重要であろうと考えます。その点からすると、研究活動が「選択的評価基準」として配置されており、「研究活動評価を受けるか否かは」短期大学の裁量によって「選択」できることになっています。このことについては、必ずしも理解できるものではありません。「選択的評価基準」ではなく「評価基準」に入れられるべきではないでしょうか。

評価基準の「はじめに」において「教育活動を中心とした総合的な状況を評価する」と述べられていますが、そうであれば、「研究活動の評価」は行わなくても良いことになるのでしょうか。（機構運営委員会委員）

【 評価の実施方法】

短期大学全体としての評価よりも、設置目的が異なる学科・専攻科ごとの教育活動等の評価に重点をおく方が具体であり評価しやすいと考える。

従って「必要に応じて」は不要と思う。（全国公立短期大学協会）

短期大学評価基準（機関別認証評価）(案)に対する主な意見

意見なし